

1. 税金（所得税・消費税・住民税・個人事業税・贈与税・相続税）の減免、非課税 **共通**

種類	内容	金額	備考
所得税	障害者控除 (本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者(重度以外)の場合)	所得控除 27万円	※控除・非課税の対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有すること等 (以下同様) 問 最寄りの税務署 大垣 TEL 0584-78-4101 岐阜北 TEL 058-262-6131 岐阜南 TEL 058-271-7111 関 TEL 0575-22-2233 高山 TEL 0577-32-1020 多治見 TEL 0572-22-0101 中津川 TEL 0573-66-1202 ※税に関する一般的な相談は、「電話相談センター」で受け付けていますので、最寄りの税務署に電話した後、音声案内にしたがって「1」を選択してください。
	特別障害者の障害者控除 (本人又は控除対象配偶者、扶養親族(同居以外)が重度の障害者の場合)	所得控除 40万円	
	同居特別障害者の障害者控除 (控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合)	所得控除 75万円	
	小規模企業共済等掛金控除(心身障害者扶養共済制度掛金等)	所得控除 掛金の金額	
	障害者等のマル優・特別マル優(預入預金の金額、購入した公債の額面金額がそれぞれ350万円までの利子所得)	非課税	
消費税	一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け、制作の請負及び修理	非課税	
住民税	障害者控除 (所得税の場合と同じ)	所得控除 26万円	問 各市町村税務担当課 ※住民税は、賦課期日(課税基準日)が1月1日となっており、前年の所得に対して課税されます。
	特別障害者控除 (所得税の場合と同じ)	所得控除 30万円	
	同居の特別障害者の扶養控除等の特例 (所得税の場合と同じ)	所得控除 53万円	
	小規模企業共済等掛金控除(心身障害者扶養共済制度掛金等)	所得控除 掛金の金額	
	前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者	非課税	
個人事業税	重度の視覚障がい者(失明または両目の矯正視力0.06以下の者)が行うあん摩、マッサージ、指圧、はり灸、柔道整復等医業に類する事業	非課税	問 各県税事務所
	前年の合計所得金額が300万円以下で障がい者である者	年5千円以下が減免(申請による)	
贈与税	特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、特定障害者を受益者とする財産の信託があった場合で、その価格のうち6,000万円(特別障害者以外は3,000万)までの金額	非課税	※ 特定障害者扶養信託契約 個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特定障害者を信託の利益の全部の受益者とするなど、一定の要件を満たすもの
相続税	相続または遺贈によって財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ障がい者である場合	85歳に達するまでの年数に10万円(特別障害者については20万)を乗じて計算した金額を相続税額から控除	問 最寄りの税務署 ※2 心身障害者共済制度 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障がいのある者に関して実施する共済制度
相続税(贈与税)	※2 心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利	非課税	

2. 自動車取得税、自動車税、軽自動車税、固定資産税の減免

(1) 自動車取得税及び自動車税の減免 **共通**

次のいずれかに該当し、下記の対象範囲等、条件に適合する場合、自動車取得税、自動車税について全額または一部減免します。

●本人所有、本人運転

年齢18歳以上の身体障がい者又は戦傷病者本人が自動車を所有し、当該身体障がい者又は当該戦傷病者本人が専ら運転する場合

●本人所有、家族運転

年齢18歳以上の身体障がい者又は戦傷病者本人が自動車を所有し、当該身体障がい者又は当該戦傷病者の通学、通院、通所、生業のために当該身体障がい者の方と生計を同一にする方が運転する場合

●本人又は家族所有、家族運転

年齢18歳未満の身体障がい者、知的障がい者若しくは精神障がい者本人又は、その身体障がい者等と生計を同一にする方が自動車を所有し、専ら当該身体障がい者等の通学、通院、通所、生業のために当該身体障がい者の方と生計を同一にする方が運転する場合

●本人所有、常時介護者運転

身体障がい者等（減免対象者）のみで構成される世帯の身体障がい者等が自動車を所有し、当該身体障がい者等の通学、通院、通所、生業のために、週3日以上かつ1年以上継続的に当該身体障がい者等を常時介護する方が運転する場合

○減免限度額

- ・自動車取得税 300万円に税率（自家用自動車3%、軽自動車2%、低公害車等の場合は軽減税率等を適用）を乗じて得た額
- ・自動車税 年税額で45,000円（重課対象車は45,400円）

※上記限度額を超える税額について負担いただくことになります。

※減免は1人1台

※減免対象車両は、「自家用」に限ります。

※「所有」とは自動車検査証の所有者であることをいいます。ただし、所有権留保付自動車で所有が自動車販売店の場合は使用者であることをいいます。

●減免申請の手続き

- ① 新たに自動車を購入した場合は、自動車の登録時から30日以内に手続きが必要です。
自動車取得税、自動車税が減免の対象となります。
→自動車税事務所、飛騨県税事務所自動車税出張所へ申請してください。
- ② 翌年度の減免申請に係るものは、毎年4月1日から翌年度の納期限（通常5月31日）まで。
ただし、翌年度の4月1日午前0時現在、前記の減免条件に該当していることが必要です。
自動車税が減免の対象となります。
→自動車税事務所、飛騨県税事務所自動車税出張所、各県税事務所へ申請してください。
- ③ 申請期限後に減免条件に該当した等の場合は、随時、減免申請することができます。
ただし、既に所有している自動車について自動車の納税義務がある場合に限り、
自動車税が減免の対象となります。
→自動車税事務所、飛騨県税事務所自動車税出張所、各県税事務所へ申請してください。

●対象者

障がい区分	障がい者自身が運転する場合	同一生計者、常時介護者が運転する場合
視覚	1、2、3、4級	1、2、3、4級
聴覚	2、3級	2、3級
平衡機能	3級	3級
音声機能	3級（喉頭摘出による音声機能障がいの場合に限る）	—
上肢（脳原性含む）	1、2、3級	1、2級
下肢（脳原性含む）	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
体幹	1、2、3、5級	1、2、3級

障がい区分		障がい者自身が運転する場合	同一生計者、常時介護者が運転する場合
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1、2、3級	1、2級
	移動機能	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい		1、3級	1、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい		1、2、3級	1、2、3級
知的障がい		—	A、A1、A2
精神障がい		—	1級（自立支援医療受給者証（精神通院）が必要です。）

●申請に必要な書類

- ・ 減免申請書（自動車税事務所、飛騨県税事務所自動車税出張所、各県税事務所に用意してあります。）
- ・ 身体障害者手帳等 ・ 自動車検査証（写しも可） ・ 運転免許証（両面写しにて可）
- ・ 同一生計者が運転する場合は、世帯全員の住民票（交付日から3カ月以内のものであって、障がい者の方と運転者、自動車の所有者がすべて記載されていること）
※世帯全員の住民票で生計同一が確認出来ない場合にあっては、生計同一証明書（交付日から3カ月以内のもの）が必要となります。
※本人が社会福祉施設等に入所されている場合は、生計の中心が施設であるため、生計を同一にしているとは認められませんのでご注意ください。長期間入院している場合も含まれます。
- ・ 印鑑（認め印）
- ・ 常時介護者が運転する場合は、常時介護証明書（交付日から3カ月以内のもの）

○「世帯全員の住民票」、「生計同一証明書」、「常時介護証明書」の発行先

区 分	住民票謄本	生計同一証明書、常時介護証明書
身体障害者手帳をお持ちの方	市町村 住民票担当課	市町村の福祉担当課
療育手帳をお持ちの方		県保健所（岐阜市は市保健所） 県庁健康福祉部地域福祉課
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		
戦傷病者手帳をお持ちの方		

●減免を受けている自動車を買換える場合

減免を受けられる自動車は、軽自動車を含めて1人の障がい者等につき1台です。

現在所有している自動車の登録抹消、又は名義変更の手続き後、新しい自動車（新車・中古車共）の登録申請から30日以内に減免申請手続きをしてください。ただし、名義変更の場合、当該年度の自動車税減免は受けることができません。

なお、自動車取得税にあっては、盗難、損壊等特殊な事由による買換えを除き、既に減免を新車で受けている場合は2年、中古車の場合は1年経過後でないと新たな自動車にかかる自動車取得税の減免を受けることができない取扱いとなります。

●現在減免を受けている方へ

次の場合には、自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所に必ずご連絡ください。

- ・ 住所が変わった時
- ・ 身体障がい者等の方が亡くなられた時
- ・ 身体障害者手帳等の再交付を受けた時
- ・ 身体障害者手帳等の等級に変更があった時
- ・ 減免を受けている自動車を買換える時（事前に相談してください。）
- ・ その他、減免申請時の状況に変更があった時

その他ご不明な点等がございましたら、自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所におたずねください。

問 手帳をお手元にご準備のうえおたずねください。

自動車税、自動車取得税について

●自動車税事務所
TEL:058-279-3781
FAX:058-279-5677

●飛騨県税事務所自動車税出張所
TEL:0577-36-1400
FAX:0577-36-1402

(2) 軽自動車税の減免 **共通**

自動車検査証の「使用の本拠の位置」欄に記載されている住所の市町村が、軽自動車税を課税しますので、各市町村税務担当課へお問い合わせください。

(3) 固定資産税の減免 **共通**

固定資産税の減免措置の有無については、市町村により異なりますので、各市町村税務担当課へお問い合わせください。

3. 公共料金等

(1) NHK放送受信料の免除 **共通**

区分	内容	免除	備考
NHK放送 受信料の免除	・「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合。	全額免除	市町村長の証明が必要です。
	・視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合。 ・重度の障がい者(身体障がい者(1級・2級)、知的障がい者(A1、A2)、精神障がい者(1級))が世帯主の場合。	半額免除	

問 市町村役場
NHK岐阜放送局
TEL 058-264-4612
FAX 058-264-4638
受付時間：午前10時～午後5時
(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

(2) 点字郵便物の無料取扱い等 **共通**

区分	内容	免除	備考
点字郵便物の 無料扱い	・盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの(3kg以下)	無料 (特殊取扱料を除く)	点字図書館、点字出版施設等の盲人福祉施設等(日本郵便株式会社の指定するものに限る)において発受するもの
	・盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物(3kg以下)		
ゆうパック料 金の軽減	・心身障がい者用冊子ゆうメール(重量3kgを超えないもの)	ゆうメール(基本料金)の半額	図書館法に規定する図書館と身体に重度の障がいがある者又は知的障がいの程度が重い者との間に発受するゆうメール
	・点字ゆうパック	サイズ別の運賃	盲人用点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックで「点字ゆうパック」と記載したもの(重量30kgを超えないもの)
	・聴覚障がい者用ゆうパック		聴覚障がい者福祉施設(日本郵便株式会社の指定するものに限る)と聴覚障がい者との間に、貸出し又は返却のために発受するビデオテープ、その他の録画物(DVDなど)を内容とする荷物(重量30kgを越えないもの)で「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載したもの
定期刊行物の 第三種郵便物 の低料金扱い	・第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物のうち、心身障がい者団体が障がい者の福祉を図ることを目的として発行する郵便物	心身障がい者用低料金第三種郵便物料金扱いとなる	心身障がい者団体(その刊行物が心身障がい者の福祉の向上を図ることを目的として発行されていることを、公共機関が証明することができるものに限る)が発行するもの

		※以下の場合、証明書を再度提出していただきます。 ①当社が必要であると認めた場合 ②定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人を変更する場合
--	--	--

問 発行人の所在地の配達を受け持つ郵便局又はお客様サービス相談センター

0120-232886 (フリーダイヤル)
平 日 午前8時～午後10時
土・日・祝日 午前9時～午後10時

(3) NTT104番(電話番号案内)の無料措置 共通

対象者	① 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次のいずれかの障がいのある方 ・視覚障がい(1～6級) ・肢体不自由(上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい)(1級、2級)
	② 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうちいずれかの障がいがある方 ・視力の障がい(特別項症～第6項症) ・上肢の障がい(特別項症～第2項症)
	③ 療育手帳の交付を受けている方
	④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
申込方法	1. フリーダイヤル:0120-104174(NTT西日本ふれあい案内担当)へ事前申込し、申込書が送付されます。 2. ①申込書に電話番号・氏名・住所・生年月日・証明する手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)等の手帳番号、希望の暗証番号(4けたの番号)等の必要事項を記入。 ②証明する手帳のコピー(氏名・生年月日・手帳番号・障がい名・級別・障がいの程度の記載部分)を同封しNTT西日本ふれあい案内担当へ送付します。 ③返送いただいた申込書と手帳コピーにて「ふれあい案内」へ登録いたします。 ※完了通知は郵送、若しくは電話により連絡いたします。
利用方法	登録者が104番(電話番号案内)を利用する場合、 ①「ふれあい案内」と申し出ていただき ②届きの登録番号(電話番号)、暗証番号(4けたの番号)を告げ、 ③オペレーターが無料対象者の登録確認したのち、無料で電話番号をお調べし、ご案内いたします。

問 0120-104174 (フリーダイヤル)
受付時間:午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

(4) 携帯電話料金等の割引 共通

障がいのある方が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者料金プランが利用できます。割引内容は携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問 携帯電話各社

(5) 公共施設の入場料の減免 **共通**

施設名	所在地	使用料 観覧料 等内容	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	
			本人	介助者
岐阜県高山陣屋 TEL 0577-32-0643 FAX 0577-32-0612	〒506-0012 岐阜県高山市八軒町 1-5	入場料	手帳所持者 全額免除	介助者 1 名 全額免除
岐阜県博物館 TEL 0575-28-3111 FAX 0575-28-3110	〒501-3941 岐阜県関市小屋名 1989 (岐阜県百年公園内)	入館料		
岐阜県美術館 TEL 058-271-1313 FAX 058-271-1315	〒500-8368 岐阜市宇佐 4-1-22	観覧料		
岐阜県現代陶芸美術館 TEL 0572-28-3100 FAX 0572-28-3101	〒507-0801 岐阜県多治見市東町 4-2-5 (セラミックパーク MINO 内)	観覧料		
花フェスタ記念公園 TEL 0574-63-7373 FAX 0574-63-7374	〒509-0213 岐阜県可児市瀬田 1 5 8 4 - 1	入園料		
養老天命反転地 TEL 0584-32-0501 FAX 0584-32-4507	〒503-1267 岐阜県養老郡養老町高林 1298-2	入場料		
日本昭和村 TEL 0574-23-0066 FAX 0574-23-0080	〒505-0003 岐阜県美濃加茂市山之上町 2292-1	入園料		
岐阜県世界淡水魚園 TEL 0586-89-8200 FAX 0586-89-8201	〒501-6021 岐阜県各務原市川島笠田町 1453 河川環境楽園内	入館料	手帳保持者 半額免除	介助者 1 名 半額免除

※入場の際、手帳を呈示してください。

※市町村立施設については、市町村ごとに減免を行っている場合がありますので、施設若しくは市町村窓口へおたずねください。

問 各対象施設